

平成 30 年 9 月 21 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市地域療育センター  
指定管理者選定委員会 委員長 吉田真理

地域療育センターの指定管理者の選定について

地域療育センターの指定管理者の選定について、現指定管理者を対象として書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング等の実施により実績等を評価し、その結果、別添のとおり選定を行いましたので、横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会要綱第 10 条に基づき報告します。

# 横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会 選定結果報告書

横浜市地域療育センターの指定管理者の選定を行いましたので、以下のとおり選定結果を報告します。

## 1 横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会委員

- 委員長 吉田 眞理（小田原短期大学学長）  
委員 小坪 淳子（弁護士）  
上甲 雅敬（税理士）  
森 佳代子（横浜障害児を守る連絡協議会会長）  
渡辺 好宏（横浜市立大学附属市民総合医療センター  
小児総合医療センター 助教）  
中根 広美（横浜市南部地域療育センター保護者会代表）  
竹村 淳子（横浜市戸塚地域療育センター保護者会代表）  
中尾 仁美（横浜市北部地域療育センター保護者会代表）  
下永 美穂（横浜市中部地域療育センター保護者会代表）  
小泉 玲子（横浜市西部地域療育センター保護者会代表）  
保科 眞理（横浜市東部地域療育センター保護者会代表）

※中根委員以下6名の委員は、自らが利用するセンターに係る選定に参加。

## 2 選定方法

横浜市地域療育センター6か所について、現指定管理者の実績等を評価し、①その結果が良好であり、今後も引き続き運営を行うことが適当と判断された場合は、横浜市地域療育センター条例第7条第5項の規定を適用し、現指定管理者を次期指定管理者として選定、②実績等の評価の結果が良好でない場合は公募による選定を実施、との横浜市の方針に基づき選定作業を行いました（次期指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まで）。

なお、現指定管理者の実績等に関する評価の方法・手段は次のとおりとしました。

- (1) 書類審査
- (2) 現指定管理者によるプレゼンテーション、ヒアリング
- (3) 現指定管理者による自己評価
- (4) センター見学
- (5) 第三者評価結果、統計資料確認等

## 3 選定経過

時期	経過
平成30年7月5日	第1回選定委員会開催 (評価基準、評価方法、選定スケジュール及び各様式等の決定)
平成30年7月10日	現指定管理者への選定方法、申請書類作成等に関する通知
平成30年7月25日 ～8月3日	地域療育センター見学（希望する委員による）

時 期	経 過
平成 30 年 8 月 1 日	現指定管理者からの申請書類受領
平成 30 年 9 月 3 日	第 2 回選定委員会開催（南部・中部・東部地域療育センターに関するプレゼンテーション・ヒアリング及び現指定管理者の評価・次期指定管理者の選定）
平成 30 年 9 月 7 日	第 3 回選定委員会開催（戸塚・北部・西部地域療育センターに関するプレゼンテーション・ヒアリング及び現指定管理者の評価・次期指定管理者の選定）

#### 4 選定結果

##### (1) 選定団体

センター名	選定団体
横浜市南部地域療育センター	社会福祉法人青い鳥
横浜市戸塚地域療育センター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
横浜市北部地域療育センター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
横浜市中部地域療育センター	社会福祉法人青い鳥
横浜市西部地域療育センター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
横浜市東部地域療育センター	社会福祉法人青い鳥

##### (2) 審査結果

現指定管理者の実績等について、センターごとに評価基準による採点を行いました。その結果、いずれのセンターについても、選定基準としてあらかじめ定めた「評価基準項目の満点中、委員全体の平均が、①845 点満点の 6 割 1 分以上（515.45 点以上）、②各大項目における満点の 2 割 1 分以上（大項目 1：6.3 点以上、大項目 2：101.85 点以上、大項目 3：63 点以上、大項目 4：6.3 点以上）」の 2 つを満たす点数を得たため、良好な実績等を有すると認め、引き続きセンターを運営することが適当であると判断し、現指定管理者を次期指定管理者として選定しました。

なお、選定基準については、指定管理期間中の実績等の評価と、センターの専門性、地域の中核機関としての役割を重視し、決定しました。

	合計	大項目 1	大項目 2	大項目 3	大項目 4
選定基準	515.45	6.30	101.85	63.00	6.30
横浜市南部地域療育センター	722.00	26.00	412.00	256.33	27.67
横浜市戸塚地域療育センター	727.17	24.67	419.17	257.17	26.17
横浜市北部地域療育センター	710.00	24.33	408.00	252.83	24.83
横浜市中部地域療育センター	735.50	26.50	418.83	261.50	28.67
横浜市西部地域療育センター	694.83	23.67	398.17	248.17	24.83
横浜市東部地域療育センター	726.50	25.67	415.17	258.33	27.33

※採点結果は委員全体の採点の平均点（各満点 合計：845 点、大項目 1：30 点、大項目 2：485 点、大項目 3：300 点、大項目 4：30 点）。

※評価基準に基づく採点結果の詳細、評価項目ごとの配点等については別紙のとおりです。

### (3) 審査総評

選定にあたっては、現指定管理者から提出された書類の審査、現指定管理者によるプレゼンテーション、ヒアリングのほか、第三者評価のアンケート等も踏まえた上で、評価基準に基づく採点を行いました。

採点の結果は、別添「評価基準に基づく採点結果」が示すとおり、選定基準で定めた得点をいずれのセンターも大きく上回るものでした。これは、現指定管理者のこれまでの実績等を高く評価し、現指定管理者が引き続きセンターの運営を行うことが適当と各委員が判断した結果であると考えています。

全体として、現指定管理者については、法人の沿革やその規模が大きいこともあり、障害児支援に独自に取り組んでいることも多く、また、各センターにおいても地域特性を的確に捉えながら運営していることなど、施設運営と障害児施策に対する熱意と責任感が十分に感じられ、発達障害児の増加等に伴う利用児童数の増加への取組、初診までの間の相談体制の充実等、様々な課題に対して工夫を凝らしながら運営に取り組んでいることも伺えました。

今後も地域における療育の専門機関、中核機関として、利用者や地域のニーズに応え、責任を果たしていくことを期待します。

また、本選定委員会としては、選定結果を前提としながら、各センターの施設運営の更なる充実を願い、横浜市及びセンター向けに、次の意見及び要望事項等を付記することとしました。今後、センターの運営及び施策検討において、この意見等が反映されることを切に願います。

- 初診までの待機期間に相談を行うことを継続し、相談の中で状態を見極めて必要な方へは可能な限り早く初診、療育につなげていくこと。また、そのことを関係機関や利用者へ広く周知すること。
- 引き続き、初診待機期間の短縮に努めること。
- 質の高い人材確保の観点から、職員の待遇の改善に努めること。
- 必要な人材を確保・育成し、良好なサービス提供など適切な運営を実施していくこと。
- 時代の変化に合わせ、保護者が就労していても、安心してセンターを利用できる体制を築いていくこと。
- 保育所・幼稚園などの地域における障害児の受け入れが進むよう、アウトリーチの取組を充実していくこと。
- 学齢期の障害児について、教育・福祉・療育とで連携を深め、支援を行っていくこと。
- 民間の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所と連携し、支援を行っていくこと。
- 障害児の計画相談について、子どもと保護者がより良い生活を送るサービスとなるよう検討していくこと。
- センター利用児のきょうだい児への支援について、検討していくこと。
- 各センターが実施している独自の取組について、横浜市内のセンター全体で共有し、より良い運営につなげていくこと。
- 横浜市とセンターが両輪となり、双方で課題について検討し解決していくことで、より良い運営を実施していくこと。